

中津川市公立病院地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 中津川市の公立病院事業について、市内全地区並びに長野県南木曾町及び大桑村の地域代表者の意見を聴くことにより、将来にわたり持続可能な公立病院の医療提供体制等を中津川市公立病院機能検討委員会及び市長に提言するため、中津川市公立病院地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合病院中津川市民病院及び国民健康保険坂下病院の医療提供体制に関すること。
- (2) 総合病院中津川市民病院及び国民健康保険坂下病院の経営改善及び医師確保に関すること。
- (3) 中津川市新公立病院改革プラン（平成29年3月策定予定）に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数以内で市長が委嘱する。

- (1) 市内各地区の区長会推薦者 15名
- (2) 坂下まちづくり協議会推薦者 1名
- (3) 川上まちづくり推進協議会推薦者 1名
- (4) 山口まちづくり協議会推薦者 1名
- (5) 長野県南木曾町地域代表者 1名
- (6) 長野県大桑村地域代表者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、病院事業部企画経営課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。